国土交通省
四国運輸局

Press Release

令和８年１１月５日

四　国　運　輸　局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

（令和８年１０月分）

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者２者（２営業所）に対して、道路運送法第４０条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官　　山本、二宮
電話：０８７－８０２－６７７４

別紙

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和8年10月分　　四国運輸局自動車交通部

行政処分等 の年月日	事業の種類	管轄 運輸支局	行政処分等の内容	行政処分 等の詳細
令和8年10月16日	一般乗用 （タクシー）	高知	・文書警告	別添 ①
令和8年10月22日	一般貸切 （貸切バス）	徳島	・文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.（6）による）	別添 ②

別添①

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局　自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年10月16日
事業者の氏名又は名称	龍串見残観光ハイヤー有限会社(法人番号9490002008728)(代表者　西村公一)
事業者の住所	高知県土佐清水市竜串１番地８号
営業所の名称	三崎営業所
営業所の所在地	高知県土佐清水市竜串１番８号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和8年8月27日に、長期未監査を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項) (2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録の保存が確実になされていなかったこと(運輸規則第38条第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※　当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

別添②

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局　自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年10月22日
事業者の氏名又は名称	株式会社三野交通(法人番号9480001007599)(代表者　喜多義文)
事業者の住所	徳島県三好市三野町大字太刀野字清水寺３４４番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県三好市三野町大字太刀野字清水寺３４４番地
行政処分等の内容	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第27条第3項、法第29条の3
違反行為の概要	令和8年9月2日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、5件の違反が確認された。 (1)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (3)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第26条第1項) (4)輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと(法第29条の3) (5)輸送の安全にかかわる公表情報の報告をしていなかったこと(運輸規則第47条の7第1項)
当該違反点数	3点
事業者累積違反点数	3点

※　当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。